

討議資料

県教委は11月に「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方」を、12月には「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針（案）」を発表しました。県民意見を募集した後、年度内に再編整備計画が策定されます。

この間の県民の批判を受けて、「可能な限り存続」が前面に押し出され、「特任校」などの表記もなくなりましたが、「概ね十数年先」までには各地で再編が検討されます。

今回の再編整備のもとになった第6期きのくに教育審議会答申には様々な問題点があります。あらためて答申の問題点と、それに対する意見をまとめました。この資料をもとに、私たちが願う高校教育のあり方を、ごいっしょに考えましょう。

これからの 高校教育を 考えましょう

2022年1月

和歌山県高等学校教職員組合

和歌山県教職員組合

1、これまでの経過

1) 第6期きのくに教育審議会答申

2020年8月7日、第6期きのくに教育審議会は「これからの県立高等学校の在り方について～高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために～」(以後「答申」)を答申しました。

その主な内容は右の通りです。

当初、県教委はこの答申を受けて、20年以内に再編実施プログラム案を策定し、パブリックコメントにかけ、21年3月に決定するとしていました。

2) 広がる地域の「高校なくすな」の声

答申を受けて県教委は、県内各地で説明会を実施しましたが、各会場では疑問や批判が相次ぎました。和高教・和教組も合同で要求書を提出し、教育連合は署名を集めました。地域によっては地元高校の存続を求める会などが立ち上がり、県議会でも県教委の姿勢が厳しく追及されるなど、大きな世論が起きました。

こうした状況の下、県教委はプログラム案の公表を延期しました。

2021年2月に行った2回目の説明会では、県教委は「再編プログラム骨子案(後に『論点整理』に変更)」の中でついに、「今ある32校の県立高校を充実させ、可能な限り存続」等の考え方を示しました。一方で県内の高校を7つのカテゴリーに分け、一部の進学校を「特任校」とするなど、序列化をいっそう強める案を提示しました。

2021年11月30日に県教委が示した「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方(以後「基本的な考え方」)」からは、高校のカテゴリー分けも「特任校」の文字もなくなりました。県民の声が県教委の行き過ぎた計画を押しとどめています。

第6期きのくに教育審議会答申の主な内容

- ①少子化を理由に現在29校ある全日制高校を20校程度に統廃合する。
- ②高校の適正規模を、従来(2005年「県立高等学校再編整備計画」)の1学年4～8学級から、6学級に変更する。
- ③高等特別支援学校や高校への特別支援学級、「学び直し」に特化した学級の設置などを進める。
- ④中高の教育活動を結びつけるために、中学校における進路指導や入試の仕組みについて改善する。

2、審議会答申に対する意見

1) 小規模であっても必要な経験は得られる

答申は、2005年の「県立高等学校再編整備計画」で県教委が示した「適正規模」1学年4～8学級を見直し、「1学年6学級が妥当である」としました（「基本的な考え方」では「6学級を目標、4～8学級を適正範囲」と変更しています）。地域で通学可能な高校が一つしかないなど、場合によっては「6学級という基準にとられる必要はない」ともしていますが、小規模校では「幅広い人間関係のもとで期待される社会的な成長や成熟」にマイナスの影響を与えるかのようなメッセージを發したことは問題です。

答申が高校時代の意義について「価値観の異なる多様な他者と交わり、共感することや協力することなどを通して、相互に信頼関係を築いたり、来るべき社会的自立に向けて、自己と向き合い、学んだことをどのように人生に活かしていくかを考えたりする時期」と規定していることはその通りです。しかしそこから

「その意味で高等学校には一定規模が必要であるとの考え方には妥当性がある」との結論を導き出しているのは唐突です。さらに「教員の確保」などを理由に「1学年6学級が妥当」としたことにも論理の飛躍があります。

価値観の異なる他者と交わり、自己と向き合い、人生を考えるために、6学級240人が必要なわけではありません。1学級であれ、20人程度であれ、必要な経験を得ることは可能です。小規模だからこそ得られる関係性もあるでしょうし、地域との共同を進めれば、地域の幅広い年齢層の他者から多くのことを学べるはずです。

2) 教育は子ども自身の幸福のために行われるもの

答申は、和歌山県の公教育の責務を「子どもたちの優れた能力をさらに伸ばし、将来、日本の未来を担い世界にも羽ばたくような人材や、和歌山の発展に寄与する人材を育成すること」としています。教育には「社会の持続的な発展に寄与する人材の育成」という社会や時代の要請に応じていく使命があるとも指摘し、あたかもそれが県民の期待であるかのように描き出しています。はたして本当に和歌山県の教育はそれでいいのでしょうか。

憲法は「個人の尊重」を保障し、教育基本法は教育の目的を「人格の完成」としています。国家や社会のために国民が生きているのではなく、一人一人がその人のための人生を生き、そうした個人が国家や社会を形成しています。

学校教育法第51条

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

学校教育法は、高校教育の目標を左のようにあげています。

教育は、国家や社会や県の発展のための「人材づくり」ではなく、子ども自身の幸福のために行うものであり、県民が願っているのも、一人一人の子どもの健やかな成長と幸福なのではないでしょうか。



3) すべての子どもに手厚い教育を

答申は、「和歌山の発展に寄与する人材」の育成を教育の責務としているため、その可能性のある子どもに対する手厚い教育を求めています。「とりわけ、秀でた能力を有する和歌山の子供が、県外に伸長の場を求めなくても、県立高等学校でその能力を伸ばしていくことができる環境を整備していかなければならない」としています。具体的には、難関大学進学実績の改善、和歌山大学や県立医科大学等における県立高校出身生徒の占有率の向上、アスリートの育成などです。

「公教育の責務」というのであれば、「秀でた能力を有する」子どもだけでなく、どの子に対しても手厚い教育を保障することこそが責務です。子どもたちを選別し、特別な子どもだけを優遇する、いわゆるエリート教育は問題です。

子どもたちを選別しようとする教育は、子どもたちに対して早期からの進路決定を求めます。答申は、「中学生は自己の進路決定を先送りする傾向がみられ、『とりあえず普通科へ』という志向が年々強くなってきている」と、中学校の進路指導にも言及しました。進路は、本人の自覚に基づき、子ども自身が決定するものです。伴走者である大人には、子ども時代のそれぞれの年代を大切にしながら、子どもに寄り添い、子どものペースで進路を選ばせることが求められます。



4) 子どもの成長発達を目的に個に応じた支援を

答申は、「『個に応じた学び』が可能な高等学校の在り方」として、高等学校における通級指導教室や特別支援教育、「学び直し」に特化した学級の設置を求めています。これらは一定のニーズもあり、子どもにとって良いことのように思われます。しかし、この答申全体を貫く「社会に寄与する人材育成」という目的から見たとき、この背景に選別主義が潜んでいないか注意が必要です。

特に、答申が示した高等特別支援学校の説明では、「職業教育とキャリア教育に特化」「就労率100%を目標とする」とされており、「人材育成」を目的とした学校であることは明らかです。

障害児教育においても、子どもたちを選別し、産業界のための人材を育成しようという動きが強まっています。この答申が示す「個に応じた学び」が、本当に子どもたちの成長発達を目的とするものか、注意が必要です。他府県で希望者が減少している高等特別支援学校は設置の必要はなく、全学部そろった新設校が求められます。



3、私たちがめざす高校教育とは

子ども、保護者、地域、教職員が求める高校とはどんな高校でしょうか。「近くの学校に通いたい、通わせたい」「地域の子どもは地域の学校に来てほしい」「どの子にも豊かな高校生活を送らせたい」…この間、各地の議論の中で語られた願いです。

そこには、人口の少ない地方であっても子どもたちの学びを保障したい、地域を担う主権者が育ててほしいという、当然の思いがあります。

答申は、小規模の学校では子どもの成長に悪影響を及ぼすかのような指摘をしました。しかし、現実に小規模校で豊かな高校生活を送っている子どもたちもいます。小規模だから教育が成り立たないことはありません。教職員の定数等を持ち出して「6学級以上」を「目標」としてはいますが、少人数学級の実現や教職員の増員などを国にを要求し、現行のシステムそのものの変更を求めていくことも重要です。

高校教育は、主権者としての資質を育てることを目的とし、行政は、都市部であれ、地方であれ、すべての子どもたちが手厚い教育を受けられるよう条件整備に努めるべきです。

全県一区となっている現行の学区制の問題点も様々な場で指摘されています。高校入試は必要なのか…なども含め、現行の枠にとらわれず、もっと大きな視点で子ども、保護者、地域、教職員が求める高校教育について、議論を深めていくことが今、求められています。

高校再編に関するQ&A

Q.子どもの数が減り小規模校化すれば、統廃合はやむを得ないのではないですか？

A. 小規模校の卒業生から「少人数だからクラスメートや教職員と濃厚な人間関係ができた」などの声があります。地方の学校ほど地域との関りも濃く、地域の様々な年代の人との交流が子どもの成長・発達に大きな役割を果たしています。小規模でも、他者との交流は可能であり、教育が成り立たないということはありません。子どもの数が減ったからといって機械的に統廃合を進めることは間違いです。

Q.義務教育でないから、遠距離通学は仕方ないのではないですか？

A. 行政には、「子どもの学習権」を保障する責任があります。高校は義務教育ではありませんが、行政は子どもたちの学習権を保障しなければなりません。ましてやほとんどの子どもが高校に進学する現状ではなおさらです。子どもが無理なく通える範囲に学校を整備し、どの子にも豊かな教育を保障することは行政の責務です。

Q.地域に貢献する人材を育成することは当然ではないですか？

A. 教育の目的は、国家や地域に役立つ人材をつくることではありません。教育基本法が教育の目的を「人格の完成」としているように、すべての子どもの成長・発達のために教育は行われます。国家や地域の発展のために高校教育があるのではなく、子ども一人ひとりの幸福のために高校教育は行われるものです。